

令和6年度 第3回県政改革推進会議 議事要旨

1 日 時

令和7年2月10日（月） 11:30～12:00

2 場 所

県庁2号館5階 会議室

3 出席者

斎藤知事、服部副知事、稲木理事、有田総務部長、守本企画部長、中之藪財務部長
守本農林水産部長、梶本公営企業管理者、近藤財務部次長

4 議 事

(1) 県政改革方針の変更案について

5 発言要旨（主なもの）

(1) 全体

○ 1月末の各会派の意見開陳、先週の報告書手交の内容を踏まえ、具体的に今回の変更案にどのような点を反映したか。

特別委員会で改革案を示して以降、質疑などを通じ、当局の考え方はおおむね了解されたと考えており、今回の報告書等において、大きな変更はないが、県立大学の授業料等無償化については適切な成果指標の設定や効果の検証を行いつつ、5年程度ごとを目途に評価を実施する、また、事業費を安定的に確保するため、一定規模の財源を確保した基金を造成することを追記した。

また、公社等における兵庫県住宅再建共済基金のフェニックス共済は、給付金の支払い限度額の設定なども含め、今後の制度のあり方を検討することとし、今回の方針に反映している。

(2) 地域整備事業

○ 個別事業については、地元の市町はじめ、大きな影響があることが懸念されるが、今度どのように進めていくか。

変更案では、令和20年度を目途に会計の収束をめざすこととし、あらためて個別の資産や事業等について、収束方針を明確にするという方向性を示している。

例えば播磨科学公園都市のようなすでに開発している地域では、良好な生活環境や事業環境をどう維持していくか、また、産業用地の確保をはじめこれまで地域整備事業が担ってきた公的な役割の継承など、引き続き検討すべき課題があると認識している。

この度の県政改革調査特別委員会においても、地元や関係者への丁寧な説明・意見聴取・調整が必要であることや、企業庁だけではなく県全体の視点での検討が必要であることについてのご意見をいただいていることから、今後これらの検討に必要な体制づくりも視野に、丁寧に議論を進める。

(3) 分収造林事業

○ 債務整理については、具体的にどのようなスケジュールを予定しているか。

今年の11月から12月を目途に農林機構による特定調停の申し立て、その後令和8年の2月県議会に諮った上で、3月の特定調停成立をもって、日本政策金融公庫貸付金の県からの直接貸付への切り替えとあわせて債権放棄の実施を想定している。

このため、特定調停に向けて弁護士や公認会計士への相談・協議を行っており、現在は農林機構の資産内容について、資産の大半を占めている森林評価に加え、農業部門の資産の取り扱いについても検討を進めている。

あわせて、県と同じ債権者であり、特定調停の当事者でもある日本政策金融公庫との協議・調整も並行して進めていく。

○ 森林経営管理制度に対する市町の反応は。

改革案で示した新たな森林管理スキームについて、分収林地が所在する21市町のうち、20市町にお伺いすることができ、各市町長に直接ご説明をさせていただいた。

今のところ、大きな反対意見はなく、一定ご理解いただいたと考えているが、各市町の業務に対する県の支援については、どの市町からも伺ったところである。

当然市町によって、分収林の状況や、規模感、森林経営管理制度の取り組み状況も異なるため、支援策の詳細については、引き続き各市町と、その市町の実情を踏まえた協議を重ねながら、配慮の行き届いた支援体制を構築していきたいと考えている。

(4) 県庁舎のあり方

○ 前回の会議で、全体のスケジュール感は共有・確認できたと思うが、来年度は具体的にどう進めていくか。

来年度は、新庁舎の整備と、整備するまでの間の暫定的な本庁舎再編の2本柱で検討を進めていく。

新庁舎整備については、県庁舎のあり方等に関する検討会において、基本構想の議論を始めており、来年度の秋頃を目途に策定予定である。検討会は来年度3回程度実施し、有識者や地元の関係者の方からのご意見を適宜反映させていきたい。また、基本構想を踏まえ、来年度の後半に基本計画のプロポーザルも実施する予定である。

あわせて、暫定的な本庁舎再編については、3号館等、既存庁舎の改修を進めており、一部の部局は民間オフィスへの移転が必要になることから、物件選定や移転のサポート業務について委託契約の事前準備を進めている。

(5) 若者・Z世代応援パッケージ（県立大学の授業料等無償化）

○ 「5年程度毎を目途に事業評価を行う」とあるが、どのように実施していくか。

県立大学の授業料等無償化は、県民の皆様から注目されている一方で、金額が多額になることから、しっかり検証を行う必要がある。効果を適切に検証するには、志願者の動向、卒業後の動きなどの検証が重要であるため、制度完成から中長期にわたって、分析する必要がある。これから県立大学を目指す若者に対して、また国の取組の先鞭という意味でも、制度完成の令和8年度に向けて着実に取り組む。そのうえで適切な成果指標で効果の検証を行うため、これから無償化になることで入学される学生が卒業するまでの状況を見ていく必要があるため、そういった意味で5年程度定期的にやっていくということを考えている。

なお、5年というのは一定の目安であるため、国制度の進展や県の財政状況において特段考慮する事情が発生した場合には、前倒しの可能性もあると考えている。

(6) 財政フレーム

○ 12月の改革案時点では、収支が95億円悪化するなど、収支や指標への影響が示された。今回、発射台を令和7年度当初に置き換えたことで、前提が変更となったが、財政フレームはどのような見込みとなるか。

今回、試算した財政フレームでは、発射台を令和7年度当初予算に置き換え、経済成長率や金利を直近の数字に変更した。金利は上昇していくという見通しになっているが、令和7年度の税収も比較的好調ではないかということと経済成長率の上昇等もあり、改革案による影響を加味しても、収支・財政指標ともに改善傾向となった。

収支については、12月の改革案公表時は行革債の発行等により、令和10年度までに95億円悪化するという試算であったが、その影響はすでに今回の財政フレームに織り込んでおり、この悪化影響がありながらも県税の増により、収支不足が改善すると見込んでいる。

また、財政指標についても、令和7年度当初予算に置き換えたことで多少の変動はあったものの、概ね昨年12月にご説明したとおり、実質公債費比率・将来負担比率ともに、改革案に伴う影響はさほど大きなものではないという同様の結果となっている。令和11年度以降においては、県債残高の縮減などもあり、財政指標は改善していくと見込んでいる。